議　員　配　布　資　料
平成３０年１０月９日
企画財政部企画調整課

市議会議員　各位

「第４回新スタジアム整備構想策定協議会専門委員会」の資料等について（送付）

本日開催される標記の専門委員会（事務局：秋田商工会議所）の資料と前回専門委員会の議事録を提供させていただきます。

担　当　企画財政部企画調整課
企画調整担当　成田、今野
直通　８８８－５４６２
内線　２２１０７

新スタジアム整備構想策定協議会第４回専門委員会

日時：平成 30 年 10 月９日（火）午後１時から

場所：秋田県商工会館７階「ホール８０」

次　第

１．開　会

２．報　告

①　新スタジアム整備構想策定に係る調査業務受託者の決定について

②　地権者ヒアリングの結果について

③　その他

３．閉　会

新スタジアム整備構想策定協議会第4回専門委員会出席者名簿

協議会委員

所　属	職　　名	氏　名
秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課	参事(兼)課長	飯坂　尚登
秋田市企画財政部企画調整課	課　　長	齋藤　一洋
男鹿市観光文化スポーツ部文化スポーツ課	課　　長	鎌田　　栄
由利本荘市教育委員会スポーツ課	課　　長	佐々木　進一
にかほ市教育委員会スポーツ振興課	課　　長	原田　浩一
秋田商工会議所	専務理事	相場　哲也

専門委員

所　属	職　　名	氏　名
株式会社ブラウブリッツ秋田	代表取締役社長	岩瀬　浩介
秋田県ラグビーフットボール協会	副会長	金　義悦
一般社団法人秋田経済同友会	常任幹事	竹島　知憲
秋田県商工会連合会	専務理事	松浦　春男
一般社団法人秋田県サッカー協会	会　　長	尾形　隆

事務局

所　属	職　　名	氏　名
秋田商工会議所	総務企画部長	小野　貴宏
秋田商工会議所	まちづくり推進課 課長代理	山田　明日香
秋田商工会議所	まちづくり推進課 主　事	早川　翔太

【 資 料 1 】

報道機関各位

資料提供：平成30年8月8日

新スタジアム整備構想策定に係る調査業務委託企画提案競技の審査結果は次のとおりです。

企画提案競技の実施日　　平成30年8月7日（火）

企画提案競技の方法　　新スタジアム整備構想策定に係る調査業務委託企画提案競技審査委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションを総合的に評価して委託候補者を決定しました。

企画提案競技の参加者数　　2 社

委託候補者　　名 称　パシフィックコンサルタンツ株式会社　秋田営業所

代表者　所長　加藤　誠司

所在地　秋田市山王二丁目1番40号

	パシフィック コンサルタンツ(株)	A 社
1. 事業実施の確実性		
同種事業の実績	44	47
本調査業務における実施体制等	68	62
2. 企画提案書等の的確性及び有意性		
本調査業務の理解度	99	91
調査方針の妥当性	71	62
調査方法の妥当性	94	82
調査に係る創意工夫	73	56
3. 見積金額		
見積金額	30	24
合 計 点 数	479	424

＊ 100点満点 × 審査委員6名 ＝ 600点満点

担当　秋田商工会議所　総務企画部　小野

電話　018(866)6678

新スタジアム整備候補地の地権者ヒアリング結果について

確認事項 ＼ 候補地	秋田プライウッド株式会社様所有地	八橋運動公園内	国立大学法人秋田大学様所有地
地 権 者	秋田プライウッド株式会社	秋 田 市	国立大学法人秋田大学
1. 場所の特定 （地番、地図・図面）	秋田市川尻町字大川反232 地図は別紙1のとおり 約69，000㎡	秋田市八橋運動公園 地図は別紙2のとおり 20，280㎡	秋田市手形住吉町6、7 地図は別紙3のとおり 28，300㎡
2. 利用に関する意向 （売却/使用賃貸借、希望金額等）	可 売却か賃貸借、その金額は未検討であり、依頼があった時点で協議する。	八橋運動公園は、幅広い市民の利用に供することを目的に設置したものであり、運動公園全体の機能維持と施設バランスに配慮する必要がある。 既にトップスポーツの試合も開催できる球技場や陸上競技場を有しているにも関わらず、本市の将来を担う中高生にとって貴重な人工芝の練習環境で、稼働率が高い「第2球技場」と、市民の健康づくりのための「健康広場」を廃止して、新スタジアムを整備することは、上記の目的を大きく損ねることから、八橋運動公園に新スタジアムを整備することには、公園設置者として同意できない。	可 定期借地権の設定契約、借地料は依頼があった時点で条件を含めて協議する。
3. 権利関係 （所有者、抵当権の設定等）	所有者：秋田プライウッド株式会社 抵当権：なし	所有者：秋田市 抵当権：なし	所有者：国立大学法人秋田大学 抵当権：なし
4. 利用に関する制限事項 （法的規制等） ＊ 詳細は別紙4を参照	工業専用地域に指定されている。	第一種中高層住居専用地域に指定されている。 「秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例」により、都市公園内の運動施設の敷地面積および公園施設の建築面積に上限規制がある。 都市公園法に基づく、都市公園内の運動施設の設置許可が必要である。	第一種中高層住居専用地域に指定されている。
5. 残置または移設すべき施設や機能	なし	上記2に記載のとおり、「第2球技場」と「健康広場」は現在地に残置すべきと考えている。また、他の施設に関しても、基本的に機能維持が必要と考えている。	大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第35条による運動場（陸上競技場）の代替施設が必要となる。 また、災害時の緊急避難場所となっていることから、建設中は代替場所が必要となる。
6. 地盤や埋設物の状況 （分かる範囲で）	敷地の一部（端）にガス管がある。	これまでの大規模な改修工事においても、特段工事が中止になるなどの埋設物等はないと認識している。	雨水排水管、雨水桝、散水栓用給水管、ナイター照明用電気配線等がある（図面あり）。
7. 周辺等に配慮すべき事項	なし ただし、周囲の企業や住民への説明は必要と思われる。	周辺に住宅街があるため、騒音問題や駐車場不足による交通渋滞および無断駐車への対策が必要になる。	周辺に住宅街があるため、建設中の騒音及び振動、建設後の騒音、日照、照明に係る害虫対策が必要である。 また、近隣道路の渋滞や大学構内及び商業施設等への無断駐車の対策も必要である。 更に、建設に当たっては、近隣住民に対する懇切丁寧な説明が必要である。

新スタジアム整備候補地の地権者ヒアリング結果について

確認事項 ＼ 候補地	秋田プライウッド株式会社様所有地	八橋運動公園内	国立大学法人秋田大学様所有地
8.（地権者として）必要となる手続き	同社側には特段の手続きはない。	仮に八橋運動公園に新スタジアムを整備するには、以下の手続きが必要となる。 ・ 建築基準法第48条第3項ただし書による許可申請 ・ 八橋運動公園再整備基本計画の策定 ・ 秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の改正 ・ 都市公園法に基づく設置許可申請 ・ 住民説明会の実施(住民の同意) ・ 近隣への代替施設の整備	国立大学法人法第34条の2における土地等の貸付けにかかる文部科学大臣の認可基準（平成29年2月21日付け文部科学大臣決定）に基づく同大臣の認可
9. その他、要望や意見	土地は21,000坪あり、隣接している秋田中央木材市場株式会社の敷地（4,000坪）も提供可能である。 運河沿いの3mは護岸整備用の県有地である。 日本海中部地震の津波（同地で2m）や大雨でも敷地内への浸水はなかった。 六魂祭の時は駐車場として利用されたが、利用者は山王までシャトルバスではなく徒歩で移動した。		環境に配慮した地域防災の拠点機能を期待する。 国際会議等の大規模会議が開催できるコンベンション機能を期待する。 健康寿命日本一に向け、医学部保健学科との連携など大学の知の力を生かした県民のためのスタジアムを期待する。 秋田駅東口の活性化や経済効果が発揮されることを期待する。

別紙1　秋田プライウッド株式会社様所有地

Copyright(c) NTT空間情報All Rights Reserved

別紙2　八橋運動公園（第2球技場、健康広場）

Copyright(c) NTT空間情報All Rights Reserved

別紙3　国立大学法人秋田大学様所有地

Copyright(c) NTT空間情報All Rights Reserved

【 別 紙 4 】

利用に関する制限事項（法的規制）

	秋田プライウッド本社敷地	八橋運動公園 第2球技場および健康広場	秋田大学陸上競技場および周辺地
	秋田市川尻大川反232	秋田市八橋運動公園内	秋田市手形住吉町6、7
都市計画法	・用途地域：工業専用地域 ・建蔽率：60% ・容積率：200% ・防火地域：なし（建築基準法22条区域） ・用途地域の都市計画変更もしくは地区計画等の都市計画決定が必要となるが、近隣の土地利用状況やその他の課題を整理するなど検討を要する。	・用途地域：第一種中高層住居専用地域 ・建蔽率：60% ・容積率：200% ・防火地域：なし（建築基準法22条区域） ・都市計画公園八橋運動公園区域内 ・用途地域の都市計画変更が必要となるが、近隣の土地利用状況やその他の課題を整理するなど検討を要する。	・用途地域：第一種中高層住居専用地域 ・建蔽率：60% ・容積率：200% ・防火地域：なし（建築基準法22条区域） ・用途地域の都市計画変更もしくは地区計画等の都市計画決定が必要となるが、近隣の土地利用状況やその他の課題を整理するなど検討を要する。
その他考慮すべき事項	・開発行為に該当する場合は、都市計画法第29条第1項許可申請が必要。なお自治体が事業主体となる場合は許可不要（※秋田市宅地開発に関する条例第9条届出は必要）	同左	同左
建築基準法	・工業専用地域に指定されており、原則として建築できない。新スタジアム（観覧場）を建築するためには、建築基準法第48条第13項ただし書による許可が必要である。 ・許可の前提となる条件として、工業の利便を害するおそれがない、又は公益上やむを得ないとする事由が必要である。 ・また、許可の手続きとして、利害関係者に対する公開による意見の聴取と、建築審査会の同意が必要である。	・第一種中高層住居専用地域に指定されており、原則として建築できない。新スタジアム（観覧場）を建築するためには、建築基準法第48条第3項ただし書による許可が必要である。 ・許可の前提となる条件として、良好な住居の環境を害するおそれがない、又は公益上やむを得ないとする事由が必要である。 ・また、許可の手続きとして、利害関係者に対する公開による意見の聴取と、建築審査会の同意が必要である。	同左
その他考慮すべき事項			既存の一般住宅地が近い。 （許可時の要配慮事項）

【 別 紙 4 】

利用に関する制限事項（法的規制）

	秋田プライウッド本社敷地	八橋運動公園 第2球技場および健康広場	秋田大学陸上競技場および周辺地
	秋田市川尻大川反232	秋田市八橋運動公園内	秋田市手形住吉町6、7
・都市公園法 ・秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例	－	・「秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例」により、都市公園内の運動施設の敷地面積および公園施設の建築面積に上限規制がある。 ・都市公園法に基づき、都市公園内の運動施設の設置許可が必要である。	－
その他考慮すべき事項	－	・八橋運動公園は、平成12年度に策定した「八橋運動公園再整備基本計画」に基づき、18年度までに既存施設の再配置および老朽化に伴う施設整備を終了しており、仮に新スタジアムの整備地となった場合、新たな再整備基本計画を策定しなければならない。 ・既存施設を計画的に維持管理し、長寿命化を図ることを目的に、今年度、秋田市公共施設等総合計画に基づく個別施設計画を策定中である。	－